

産業廃棄物収集運搬業許可証

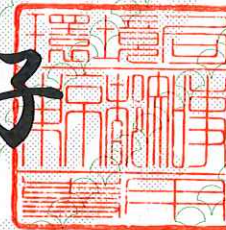
住所 東京都江戸川区新堀一丁目15番7号

氏名 逆瀬川株式会社
代表取締役 谷口 良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 平成30年 4月14日

許可の有効年月日 令和 5年 4月13日

1 事業の範囲

(1) 業の区分

収集・運搬 (積替え保管を含む。)

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、
動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、
が
れき類

(石綿含有産業廃棄物を含む。) (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(以上14種類)

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及
び陶磁器くず

(積替え保管できる産業廃棄物の種類に係る限定は裏面のとおりに)

(以上6種類)

2 積替え保管施設 (施設詳細は裏面のとおりに)

施設所在地: 東京都墨田区東墨田二丁目9番8号

3 許可の条件

(1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として8時から18時までとすること。

(2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬入・搬出は全て自ら行うこと。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」
及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は本都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 15年 4月 14日 新規許可

平成 30年 4月 14日 更新許可 第3回

平成 30年 5月 28日 変更届 (積替え保管施設の一部廃止)

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)



(裏面)

2. 積替え保管施設

施設所在地：東京都墨田区東墨田二丁目9番8号
積替え保管面積：185㎡ 最大保管高さ：1.50m

産業廃棄物の種類	保管量	
廃油	一斗缶 10 個	0.20 m ³
廃酸	ドラム缶 1 個	0.25 m ³
廃アルカリ	ドラム缶 1 個	0.25 m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（特定家庭用機器再商品化法対象物に限る。）	直置き	3.00 m ³
	合計保管量	3.70 m ³

(以下余白)